

盛土規制法に基づく規制区域指定の概要について

1 要旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が、令和5年5月26日に施行されました。

福島県では、盛土規制法に基づく規制区域（第10条第1項の「宅地造成等工事規制区域」及び第26条第1項の「特定盛土等規制区域」）の指定を進めるため、このたび、「西郷村」と「矢祭町」の規制区域（案）を作成しました。

2 規制区域の考え方

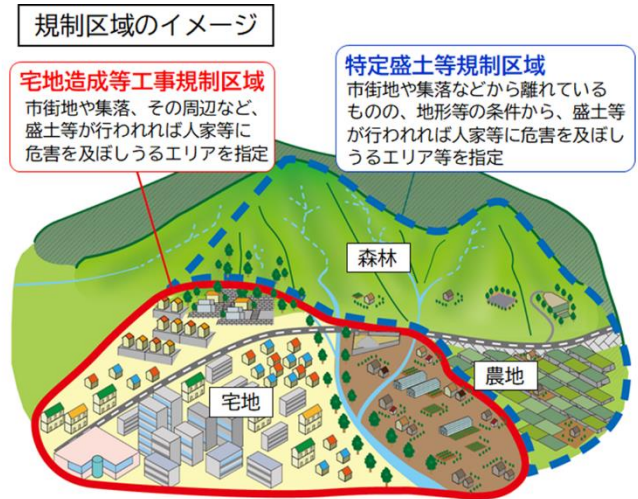
(1) 規制区域の指定

右図のイメージのとおり、2つの区域を指定します。

今回、現に大量の土砂が持ち込まれ、大規模な盛土が行われている西郷村及び矢祭町を指定する予定です。

(2) 規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき規制区域（案）を作成したところ、2町村内の全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となります。



3 規制区域指定の予定

西郷村及び矢祭町：令和6年3月末

※その他、中核市3市を除く54市町村：令和6年9月末までの指定に向けて調整

4 規制対象となる盛土等の規模

福島県では、盛土規制法施行令に基づき、次の盛土等について許可対象とする予定です。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

【出典：盛土規制法パンフレット（国土交通省・農林水産省・林野庁）】